

第二期岐阜県地域福祉支援計画

概要版

平成21年3月

岐阜県

目次

第1章	はじめに	
	(1)計画の性格	1
	(2)計画の期間	1
	(3)他の福祉関係計画との関係	1
	(4)計画の構成	2
	(5)策定にあたっての基本的な考え方	2
第2章	地域福祉をとりまく状況	
	(1)福祉をとりまく情勢	3
	(2)地域福祉の推進について	6
	(3)制度外サービスの提供状況	9
第3章	理念・施策体系	
	(1)理念（目指すべき将来像）	.. 10
	(2)施策体系	11
第4章	基本施策1 支え合いの地域力を高める『環境づくり』	
	(1)市町村地域福祉計画の策定・実践支援	・ 12
	(2)地域での支え合い活動の発展支援 12
	(3)社協機能の強化支援	・ 14
第5章	基本施策2 地域福祉を担う『人づくり』	
	(1)支え合う福祉の「心」の醸成	・ 16
	(2)地域での支え合いを担う人材の育成 17
	(3)福祉を担う人材の確保・資質の向上 18
第6章	基本施策3 地域福祉サービスの『基盤づくり』	
	(1)福祉サービスの質の向上支援 20
	(2)専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備	.. 21
	(3)福祉サービス利用者の権利・利益の保護	・ 21

(参考)平成20年度・審議経過

(1)計画の性格

本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、平成16年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」は、平成21年3月末に計画期間が満了するため、その第二期計画として、福祉現場の声等を踏まえて各施策を総点検のうえ策定するものです。

(2)計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

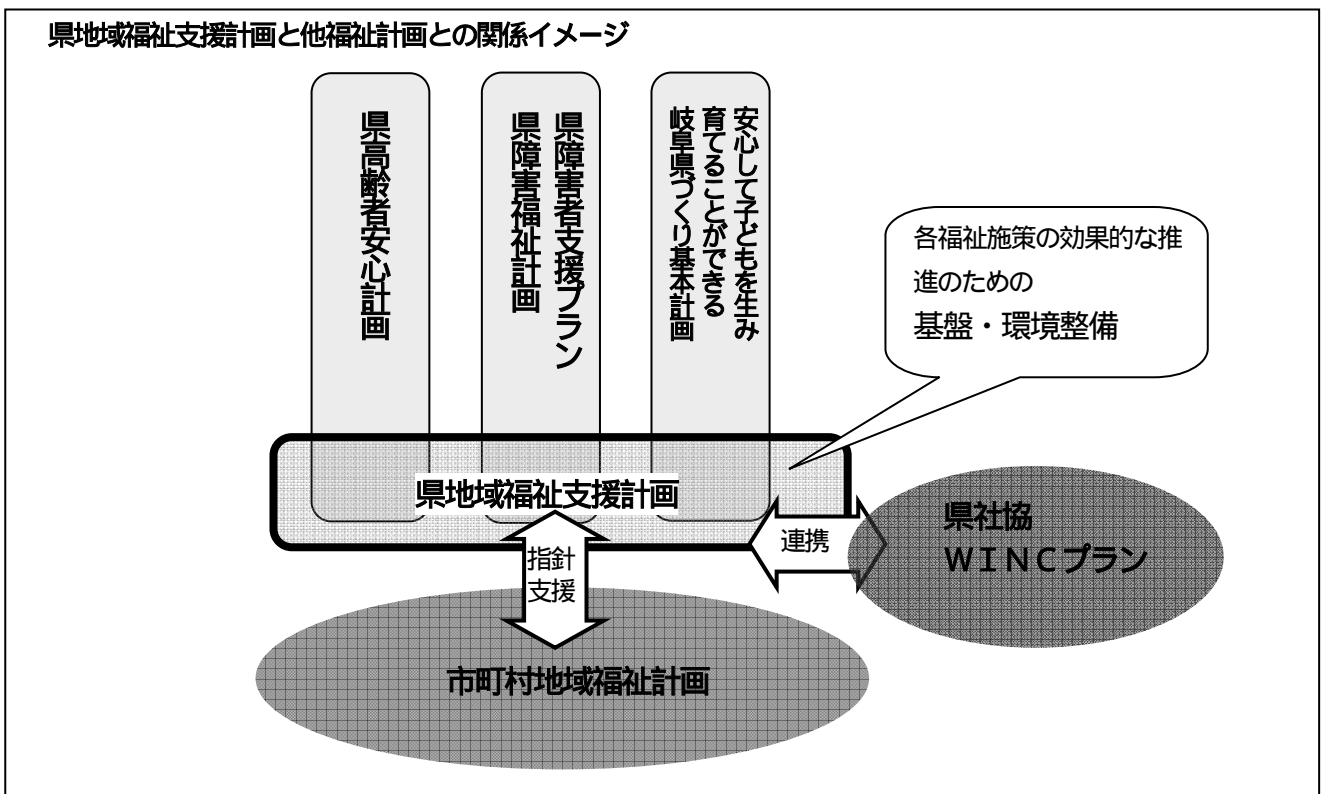
(3)他の福祉関係計画との関係

本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障害者支援プラン」、「岐阜県障害福祉計画」、「安心して子どもを育てることができる岐阜県づくり基本計画」など他の福祉関係計画による各施策の効果的な推進のための基盤・環境整備を担うものです。

また、他の福祉関係計画に規定された施策のうち、「地域」との視点から共通する施策を連結・体系化するとともに、計画相互の隙間を埋める役割を担います。

なお、「岐阜県地域防災計画」とは、一部内容を共有するなど相互に密接な連携を図りながら、災害時の要援護者支援対策を推進する関係にあります。

さらに、県社会福祉協議会が策定する「WINCプラン」とは、相互に密接な連携を図りながら本県地域福祉を推進する関係にあります。

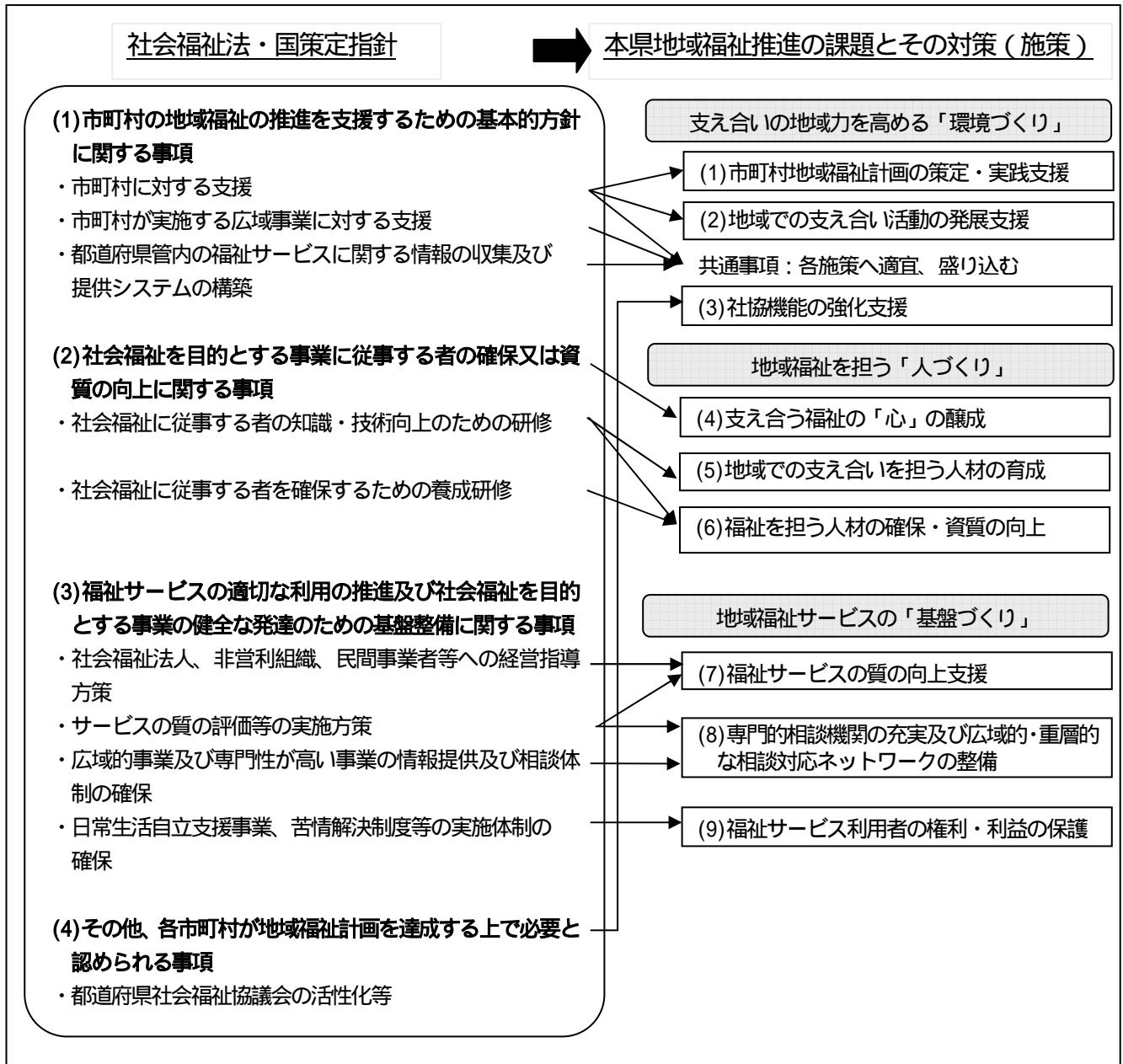


(4) 計画の構成

第3章では、本計画の理念を設定し、理念の実現に向けて3つの基本施策、9つの施策を掲げています。なお、この9施策は社会福祉法及び国策定指針(注)で盛り込むべきとされた項目とも整合するものとなっています。

第4章～6章では、9つの施策を21の細施策・事業に分け、21細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取り組み方針を設定しました。

(注)平成14年1月28日付け「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の在り方について」



(5) 策定にあたっての基本的な考え方

「現場の声」をもとにした計画策定

厳しい財政環境の中、県民協働による福祉サービスの充実

各主体の役割分担の明確化による効果的・効率的な地域福祉推進体制の整備

(1)福祉をとりまく情勢

人口減少・高齢化の進行

本県の人口は、平成17年に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、平成47年には現在の約210万人よりも約50万人少ない約160万人へと大きく減少し、特に生産年齢人口が急激に減少していくと見込まれます。

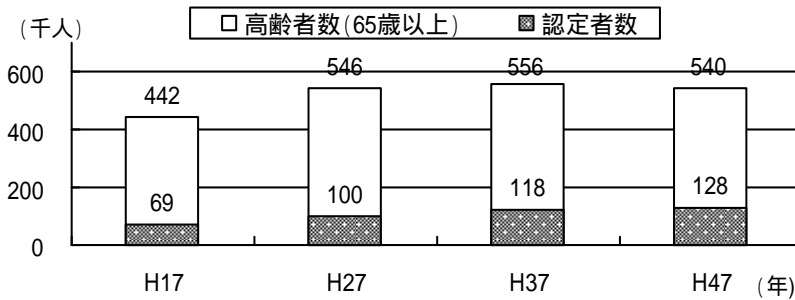
また、人口の減少がつづく一方で、65歳以上の人口は、平成32年まで急増します。

福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

高齢化の進展にともなって、介護を要する高齢者の数は年々確実に増加を続け、平成17年の約6万9千人から、平成47年には、ほぼ倍の約12万8千人に及ぶとも推計されます。

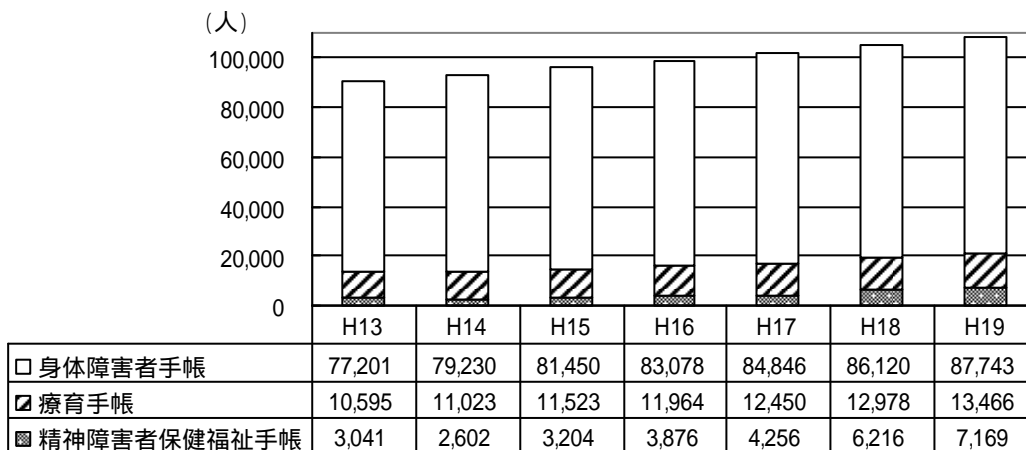
また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数とともに、発達障がい者として支援が必要とされる方の数も年々増加しています。

資料1 岐阜県の高齢者数・要介護（要支援）者認定者数の長期推移



資料：介護給付費実態調査、国勢調査、岐阜県将来構想研究会推計

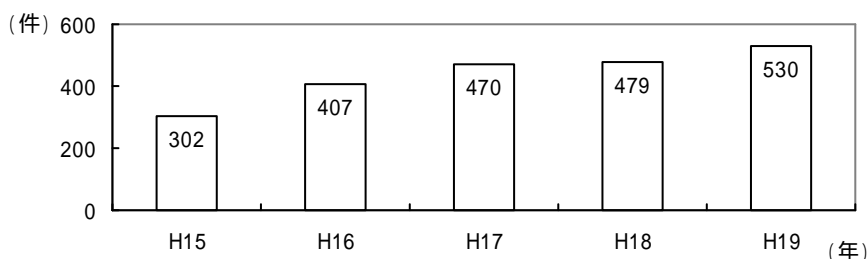
資料2 岐阜県の障がい分野各手帳所持者数



(注) 精神障害者保健福祉手帳のH13の数値は有効期限切れも含む

資料：県まとめ

資料3 岐阜県における児童虐待の状況（子ども相談センター対応件数）

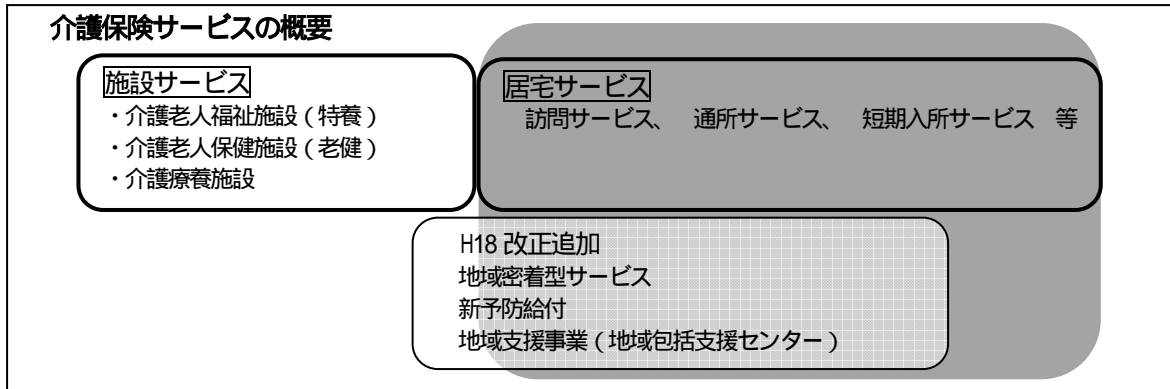


資料：県まとめ

各分野における制度改正 ～「施設」から「地域(在宅)」重視

1)高齡福祉分野

制度の持続可能性が問われる中、平成 18 年に介護保険法が改正されました。この改正により、介護予防の重視、施設入所者に対して一定の負担を求めるなど制度を持続させるとともに、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの設置などにより、できる限り住み慣れた「自宅や地域」で生活が継続できる体制の整備を図ることとされました。



2)障がい福祉分野

平成 18 年に施行された障害者自立支援法では、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）の一元化、就労支援の強化、利用者の応益負担と国の財政責任の強化などを柱として、障がい者の「地域」での生活を支える体制の整備を図ることとされました。

岐阜県の障がい福祉サービスの将来見込み

	現 状（H18）	将来見込（H23）	備 考
障がい福祉施設入所者	2,526 人(H17)	2,343 人	減少分はグループホーム・ケアホーム、一般住宅等、地域生活へ移行
グループホーム・ケアホーム利用者	400 人(H18)	831 人	
訪問系サービス利用者	1,098 人(H18)	1,744 人	
入院中の退院可能精神障がい者数	587 人(H17)	190 人	減少分は地域生活へ移行

（注）国の指針に基づき定められた岐阜県障害福祉計画により、障がい者の施設入所から地域生活への移行に関する目標値が設定

3)児童福祉分野

平成 16 年の児童福祉法改正では、虐待などの児童相談に応じることを住民により身近な市町村の業務として法律上明確にするとともに、都道府県の役割を専門的な知識・技術を要する事例への対応、市町村の後方支援に重点化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実が図られました。

さらに、今後は、住居での小規模グループ形態による養育制度を新たな制度として位置づけることが検討されています。

4)医療分野

平成 20 年度から、国と都道府県が定める医療費適正化計画に基づき、国民の健康の増進や医療の効率的な提供の推進に向けた取り組みが進められています。

その柱の一つが、平均在院日数（患者が入院した日数の平均値）の短縮であり、地域の病院や診療所の連携体制の構築、療養病床の再編、在宅医療の充実等を通じ、将来に向けて入院医療費の伸びを抑制していくものです。

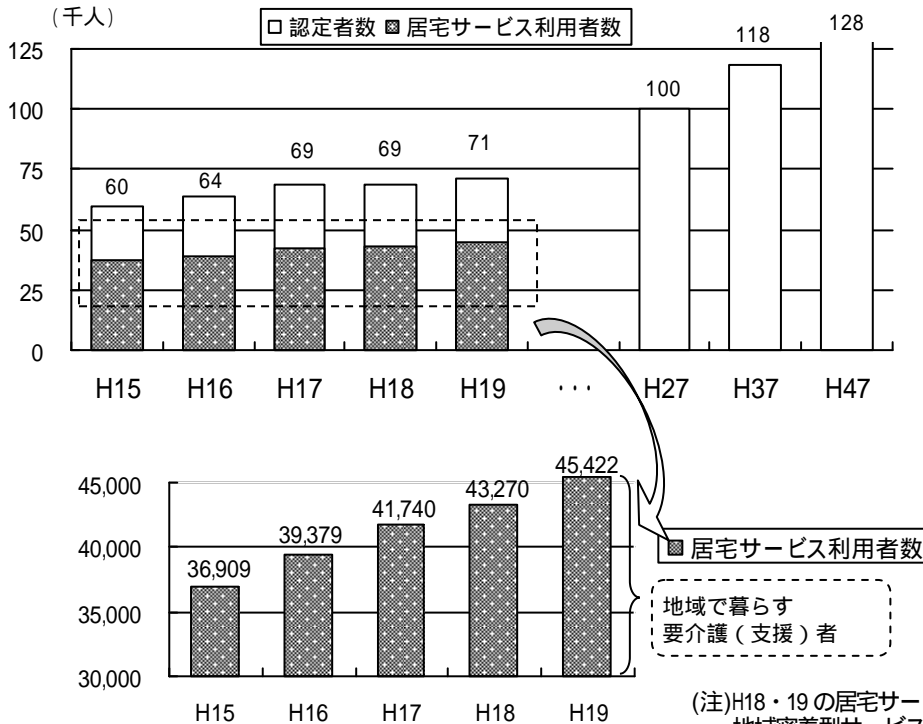
岐阜県医療費適正化計画における平均在院日数の短縮目標

	平成 18 年度	平成 24 年度目標
全国	32.2 日	29.8 日（ 2.4 日）
岐阜県	27.5 日	26.6 日（ 0.9 日）
（長野県）	25.0 日	全国最短日数

今後の動向 ～地域(在宅)で暮らす要支援者の増加

高齢者等の増加と、各分野における制度改革によって、地域（在宅）で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者が増加します。

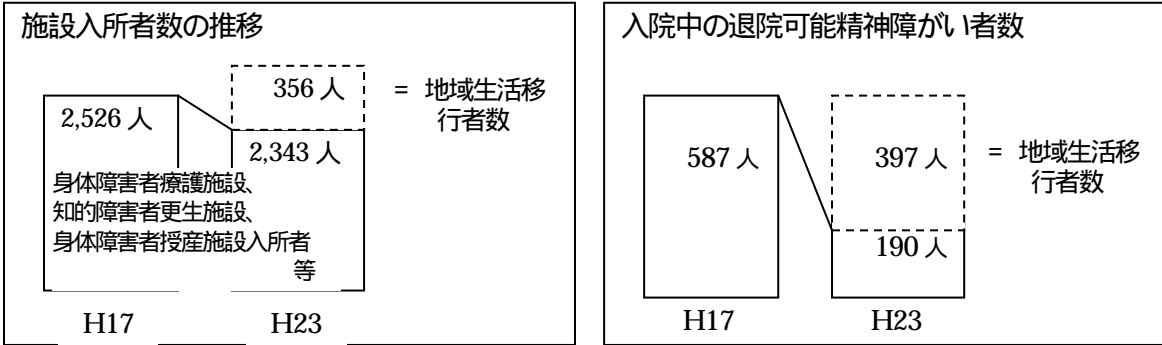
資料4 岐阜県の要介護認定・居宅サービス利用者数の長期推移



（注）H18・19の居宅サービス利用者数には地域密着型サービス利用者数を含む

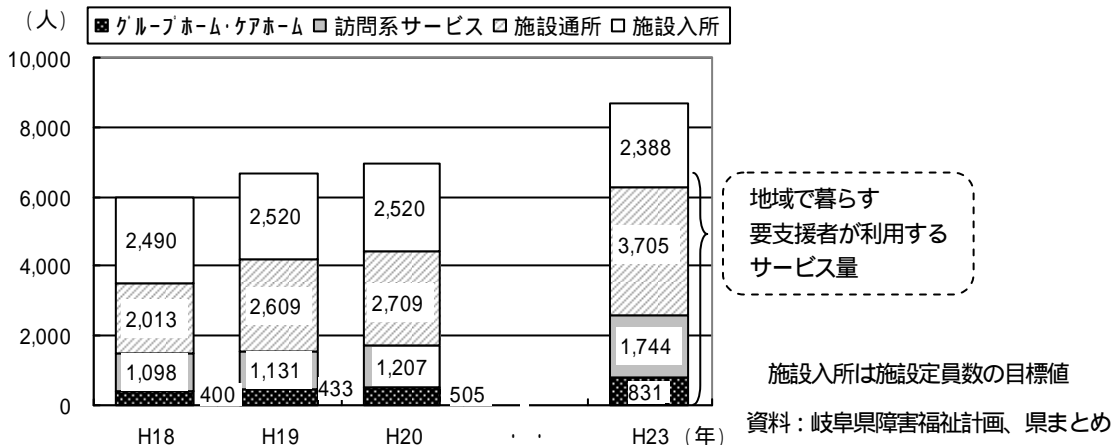
資料：実績値は県まとめ、推計値は岐阜県将来構想研究会

資料5 岐阜県の障がい者サービスの将来目標値



資料：岐阜県障害福祉計画

資料6 岐阜県の障がい者サービスの推計



(2) 地域福祉の推進について

地域福祉の推進とは

平成12年6月に従来の「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、新たな基本理念として、『地域福祉の推進』（第4条）が掲げられました。

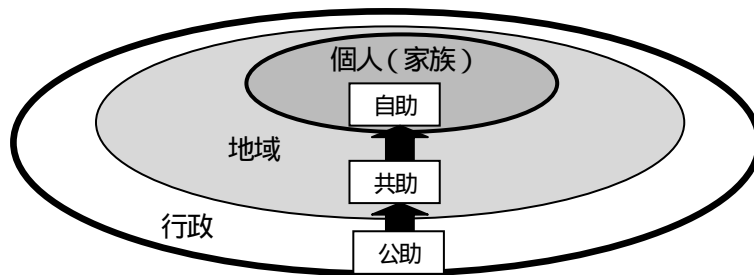
ここでは、事業者と社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）に加え、地域福祉の推進の担い手として“地域住民”が明記されました。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域（在宅）で暮らす要支援者に対し、個人や家族による『自助』のほか、地域での住民相互の支え合いによる『共助』、行政による支援『公助』が、各々の役割や特性を活かしながら、包括的かつ継続的に提供される必要があります。

地域の中での『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援

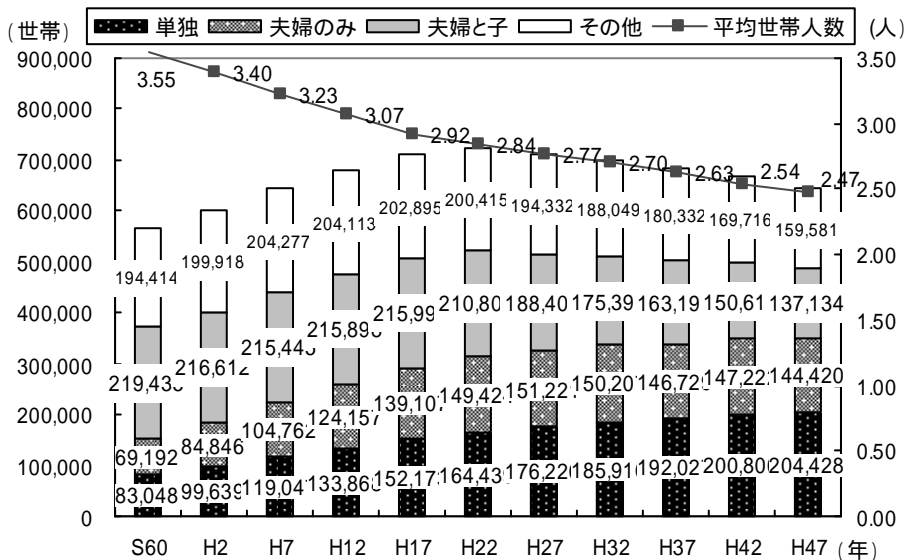


家族構成の変化 ~ 家族による扶助機能『自助』の弱体化

少子高齢化、核家族化等の進展により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者ひとり暮らし（高齢者単独）世帯が増加しています。

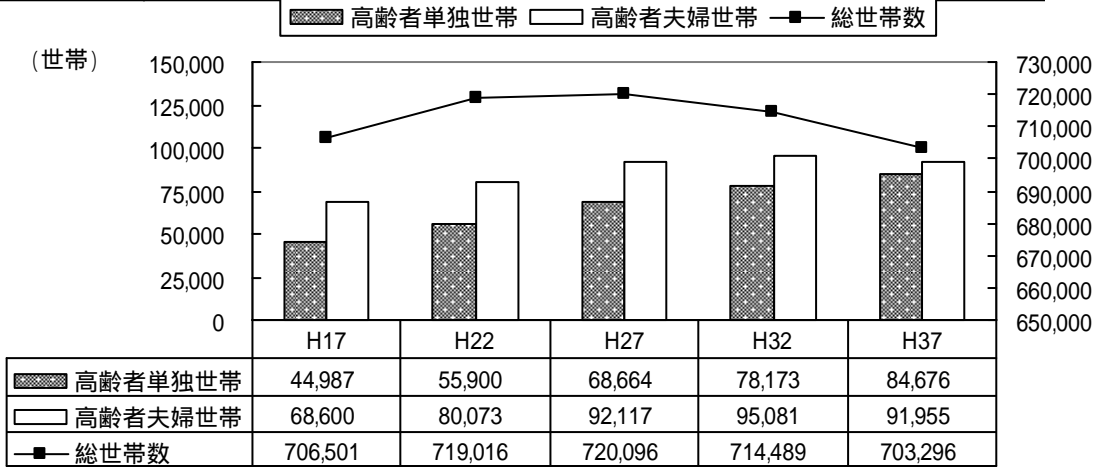
これは、かつてのような、三世代が同居し若い世代によって高齢者が支えられていた状況が減少していることを意味し、家族による扶助機能「自助」の低下・弱体化を示すものです。

資料7 岐阜県内の世帯数の推移（家族類型別）



資料：国勢調査、岐阜県将来構想研究会推計
 (注)推計期間の平均世帯数は、2005年総人口に占める一般世帯人員の割合を使用

資料8 岐阜県内の高齢者世帯数の推移



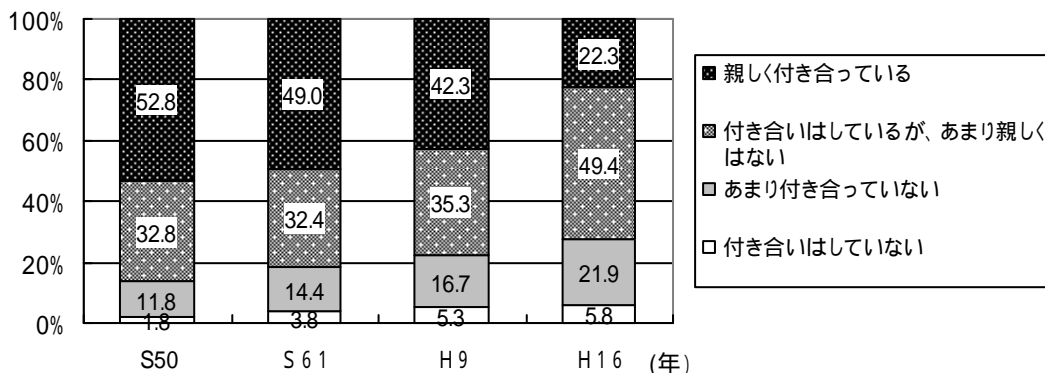
資料：日本の世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）

地域のつながりの希薄化 ～『共助』の衰退

経済・社会環境の変化とともに、地域のつながり、いわゆる“ご近所づきあい”が希薄化してきています。これは、「向こう三軒両隣」や「遠くの親戚より近くの他人」といわれた互いに助け合う連帯感が薄れ、「共助」を担ってきた地域社会が衰退してきていることを意味しています。

一方、内閣府による地域活動に対する意識調査結果を見ると、「自分が住む地域をよくする活動ができる時間・機会が重要である」と回答する人の割合は、20年以上前から大きく変化はしていません。地域のつながりは活発とはいえなくても、地域への関心自体が、以前に比べ低くなっているというわけではないと考えられます。

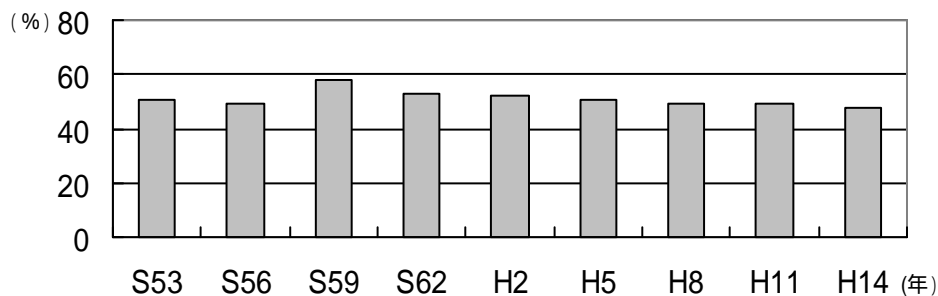
資料9 近所付き合いの程度の推移（全国）



資料：平成17年版 厚生労働白書

資料10 地域・社会をよくする活動への参加意識

□ 居住する地域・社会をよくする活動ができる時間・機会が重要であると認識している割合



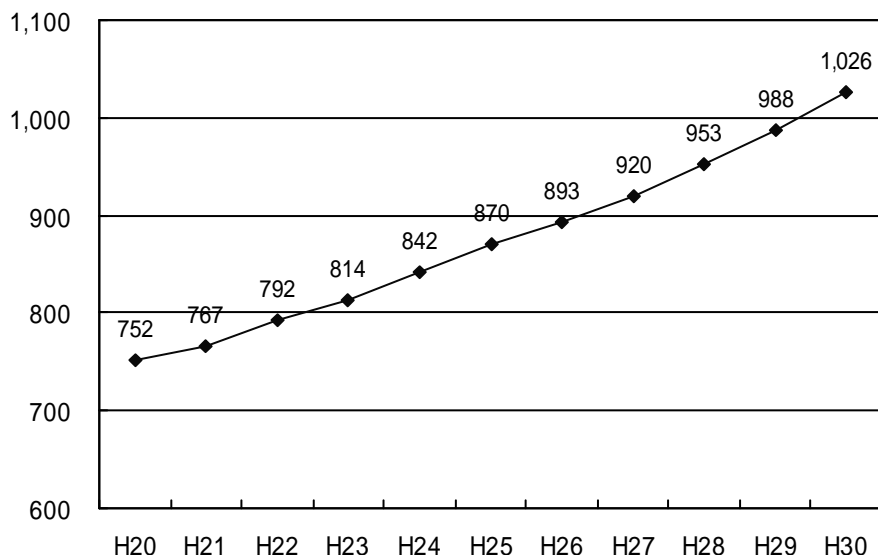
資料：平成17年版 厚生労働白書

『公助』 厳しい財政環境

本県の財政は、全国の多くの都道府県と同様に、県税、地方交付税などの財源の増額確保が見込めず、今後ますます厳しくなっています。

高齢化の進展により、介護保険関係経費や老人医療費助成費などの社会保障関係経費は、毎年 20 億から 30 億円増加し、平成 30 年度には平成 20 年度よりも約 270 億円増加するものと見込まれます。

資料 11 岐阜県の社会保障関係経費の推計



資料：県まとめ

『自助』の弱体化、『共助』の衰退により、地域の福祉課題は多様化・深刻化

少子高齢化、「地域」重視等により、地域（在宅）で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者は増加します。

加えて、ひとり暮らし高齢者等の増加（『自助』の弱体化）、地域のつながりの希薄化（『共助』の衰退）により、地域の要支援者が抱える福祉課題（生活課題）は一層増加（新たに発生）するとともに、その課題が多様化・複雑化・潜在化・深刻化することが懸念されます。

新たに発生するとともに、多様化・深刻化等する福祉課題（生活課題）

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加にともなう課題の例

孤独死、徘徊死、悪徳商法被害、災害時対応、ちょっとした困りごと（ごみ出し、電球の交換等）

家庭・地域のつながりの希薄化にともなう課題の例

高齢者虐待、児童虐待、DV及びそれらの発見が困難

課題が重なり合い、増幅し、より深刻となる場合の例

ひとり暮らし、家族に問題解決能力がない家庭（認知症の母と精神障がいの子等）が、地域から孤立している場合などは、問題が潜在化・深刻化




地域福祉の推進施策の今日的な課題 ～制度外の福祉サービスの必要性

このため、地域住民自らが地域における増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題と考えられます。




地域の要支援者を把握し、他のサービスの基盤となる「見守りネットワーク活動」は、県内の51%の自治会エリアでしか実施されていない。

介護保険制度の訪問（ホームヘルプ）サービス又は通所（デイ）サービスに相当し、最も望まれる「助け合い（生活支援）活動」、「宅幼老所の運営」については、ほとんど取り組まれていない現状にある。

自治会・町内会を範囲とした活動

見守りネットワーク活動		他の基盤となるサービス
	要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	約51% (約2,721 / 5,359 自治会等内で実施)
要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）		
	要支援者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等による話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援等について検討する活動	約31% (13 / 42 市町村で作成)
ふれあいサロン活動（高齢者）		
	高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティア等が内容を企画し、ともに運営していく活動	約42% (約2,026 / 4,830 自治会等内で実施)

小学校区（連合自治会）を範囲とした活動

住民参加による配食サービス		
	地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	約47% (約178 / 382 小学校区内で実施)
助け合い（生活支援）活動		介護保険の訪問（ホームヘルプ）サービスに相当
	要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	約7% (約27 / 382 小学校区内で実施)
宅幼老所の運営		介護保険の通所（デイ）サービスに相当
	健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家等を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	約10% (約38 / 382 小学校区内で実施)

資料：県まとめ

集計結果には各市町村における推計値を含む。また、推計不可能又は実施状況未把握の市町村は実施率の計算から除外

(1)理念(目指すべき将来像)

住み慣れた地域において住民自らが創り上げる『福祉コミュニティ』の確立

住み慣れた家・地域において、家族や地域での「ふれあい」や「つながり」を大切にしながら、いつまでも安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。高齢で介護が必要となっても、病気や障がいがあっても、さらには病気や障がい等の程度に応じた高度・専門的なケアを受けながらも、住み慣れた家(在宅)・地域において、個人として尊重されながら、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることが望まれています。これは、個々の「生活の質」が問われているともいえます。

このためには、家(在宅)・地域での生活を支える地域の医療・保健・福祉・介護機関等による制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度の外にある福祉サービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに沿った制度及び制度外のサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制(システム)』の構築が不可欠です。

地域での支え合いによる福祉サービスは、単なるサービスやケア、困ったことの解決にとどまらず、地域において人と人との「ふれあい」や「つながり」の中で生まれるものです。それは『心』が「ふれあう」「つながる」ことによる住民同士の「絆」や「つながり」を深め強める営みであり、「生活の質」の向上のみならず、支え、支えられる双方の喜びや生きがいといった、その地域で暮らし続ける意義をも深めるものと考えます。

本計画では、『住み慣れた地域において』いつまでも安心して暮らし続けるため、さらには、一人ひとりの「生活の質」の維持と向上を目指して、『住民自らが創り上げる』支え、支えられる「共助」の社会実現 - 『福祉コミュニティの確立』を理念として掲げます。

理念の実現に向けての基本となる施策として、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、民生委員をはじめ県内の医療・保健・福祉・介護関係機関・団体との連携のもと、住民自らによる地域での支え合いによる制度外サービスの計画的な整備・充実を支援するため「支え合いの地域力を高める『環境づくり』」、支え合い活動をはじめ、特に緊急の課題である介護人材など福祉に携わる専門人材の確保と育成などに取り組む「地域福祉を担う『人づくり』」、社会福祉事業者による良質な福祉サービスの安定的な提供体制を整備・支援し、もって、利用者の利益保護に資するための「地域福祉サービスの『基盤づくり』」の3つを、基本施策として掲げます。

また、3つの基本施策の推進のため9つの施策を掲げるとともに、9施策を21の細施策・事業に分け、21の細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取り組み方針等を設定しました。

なお、この9施策は、社会福祉法と国策定指針で盛り込むべきとされた施策項目とも整合するものとなっています。

(2) 施策体系

1 支え合いの地域力を高める「環境づくり」

(1) 市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

(2) 地域での支え合い活動の発展支援

市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援
最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進
県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

(3) 社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

2 地域福祉を担う「人づくり」

(1) 支え合う福祉の「心」の醸成

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚
地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

(2) 地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向けた支援
県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター研修支援
支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

(3) 福祉を担う人材の確保・資質の向上

福祉人材の安定した確保支援
福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上
民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催
子育てマイスターの確保・養成

3 地域福祉サービスの「基盤づくり」

(1) 福祉サービスの質の向上支援

社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進
利用者の声を的確に反映させたバリアフリー製品の製品化支援
社会福祉法人等の事業経営への支援

(2) 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

身体・知的障害者更生相談所、子ども相談センター等専門的相談機関の機能強化
福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

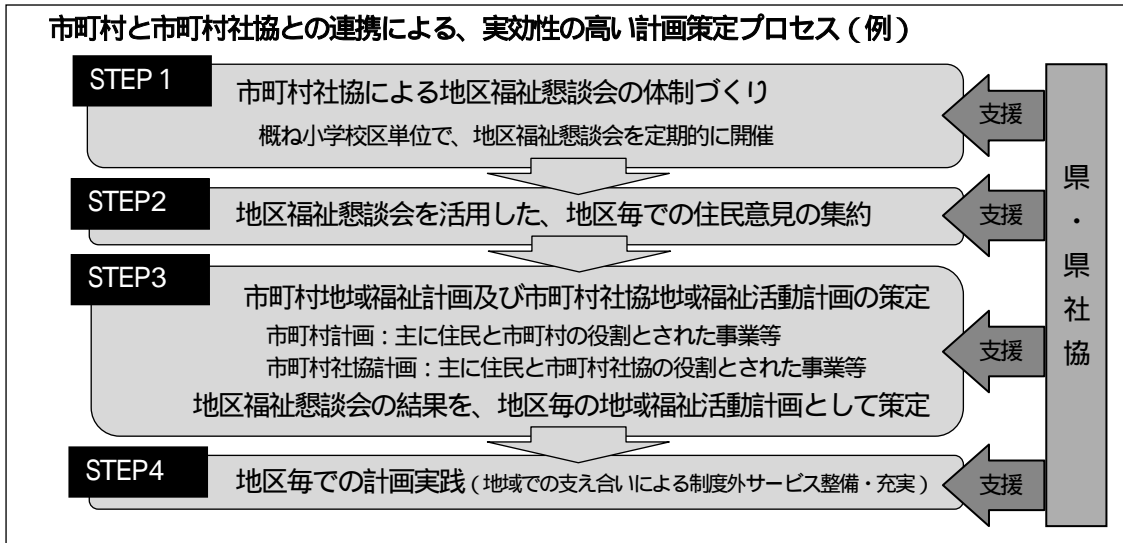
(3) 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援
福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

(1)市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

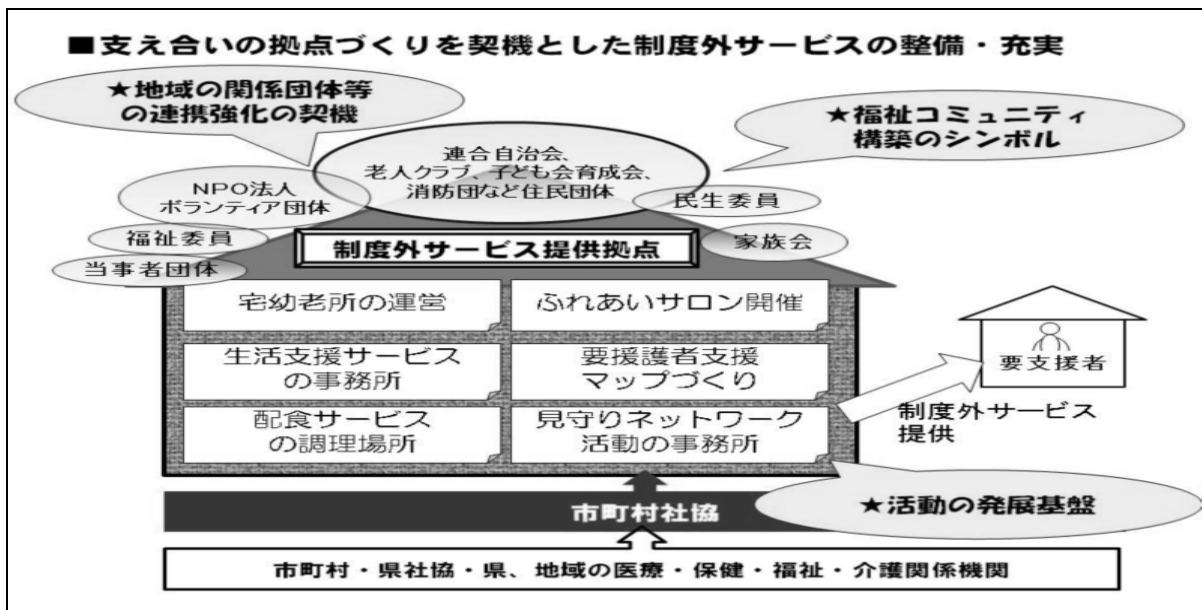
県社協との連携のもと、市町村に対し、住民参加の機会となる地区福祉懇談会の開催をはじめ市町村社協と連携した実効性の高い市町村地域福祉計画の策定手法とノウハウの提案や提供と、計画実践にあたっては、地域ニーズを的確に踏まえた活動団体の設立支援や団体の活動発展支援などにより、計画策定から実践までを切れ目なくトータルで支援します。



(2)地域での支え合い活動の発展支援

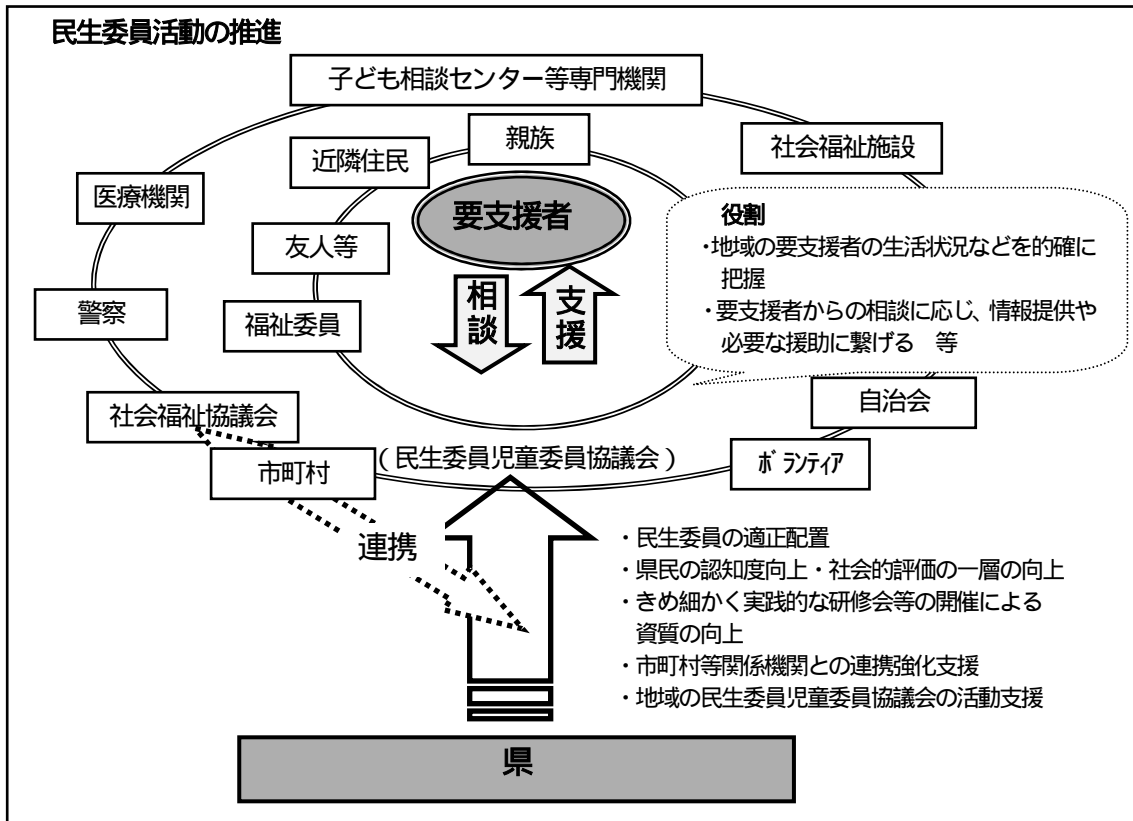
市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援

県社協との連携のもと、市町村地域福祉計画の実践等として、市町村と市町村社協による、支え合いの福祉コミュニティ創造に向けた制度外サービスを担う活動団体の設立や、拠点づくりを契機とした活動発展のための基盤・体制整備などへの取り組みを支援します。



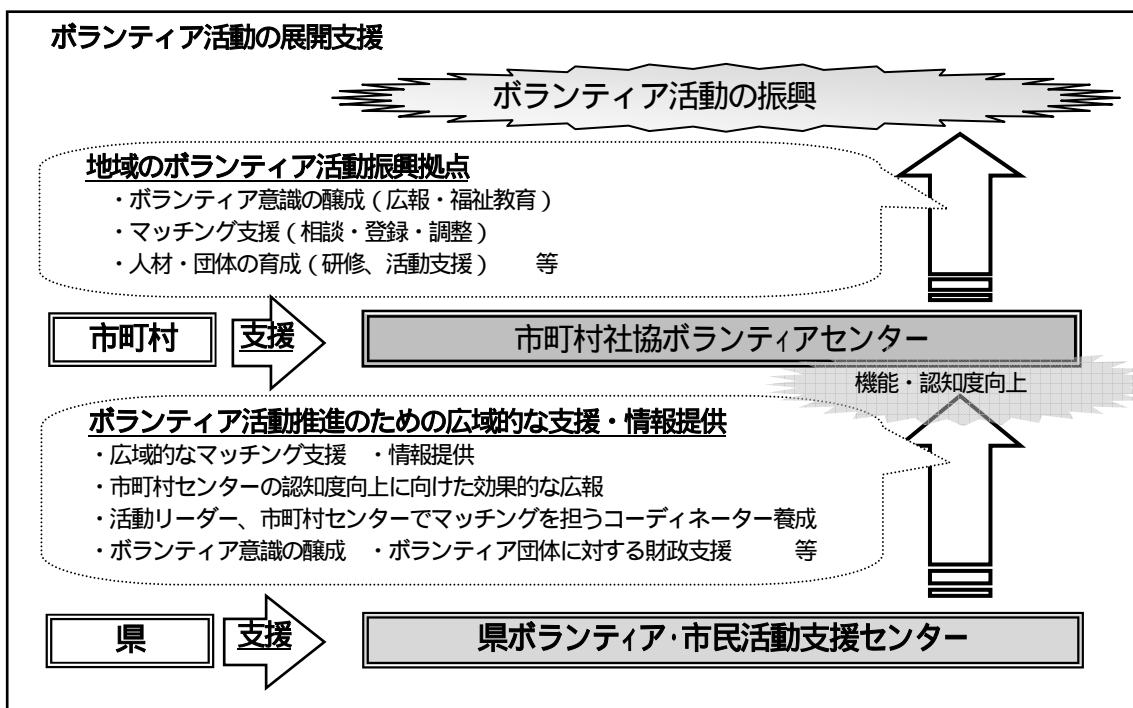
最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

市町村、県社協等との連携のもと、民生委員の適正配置のほか、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会等による資質の向上、地域の関係機関との連携強化や民生委員児童委員協議会の活性化支援などにより、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。



県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

県ボランティア・市民活動支援センター（県社協）による専門的な情報提供やボランティアの広域的なマッチングなど機能充実に向けた取り組みへの支援を通して、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンター（市町村社協）の機能と認知度の向上を支援します。

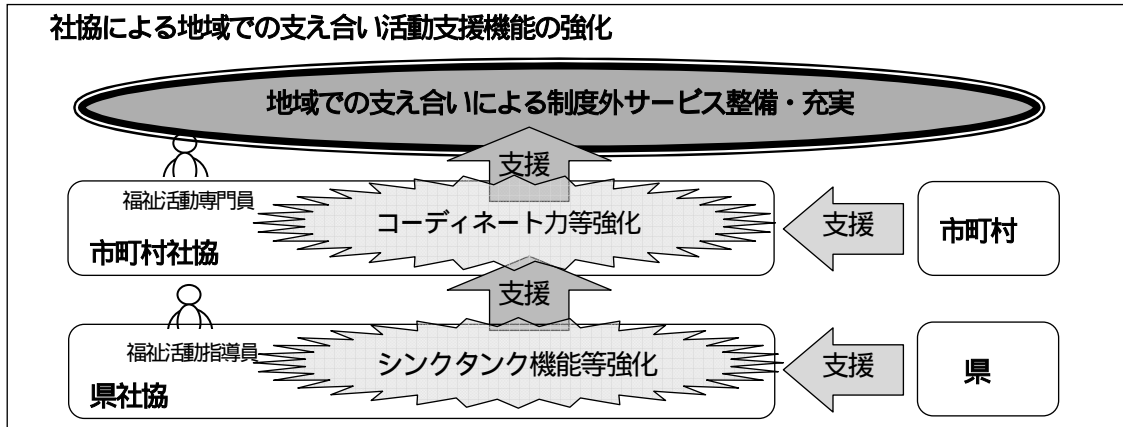


(3) 社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

本県地域福祉の中核的な推進団体である県社協の運営と、その機能強化に向けた取り組みを支援します。

特に、県社協・福祉活動指導員が中心となった、市町村社協の制度外サービス整備・充実に関するコーディネート機能強化に向けた取り組みと、本県地域福祉の推進に関するシンクタンク機能の強化に向けた取り組みを支援します。



制度外サービスを担う主な団体の状況

活動・団体名	活動範囲	H15	H16	H17	H18	H19
自治会等	自治会等	-	-	-	-	8,689
ふれあいいきいきサロン		-	-	1,048	1,520	1,452
実施率		-	-	-	-	40%
民生委員(人)		4,320	4,351	4,358	4,358	4,379
うち、主任児童委員		499	505	506	506	505
福祉委員(人)		6,133	-	4,715	5,408	5,978
地域福祉推進支援事業による活動団体		H19 から設立				8(2市町)
連合自治会等		-	-	-	-	385
支部社協数	小学校区 連合自治会 等	187	187	200	204	209
実施市町村(社協)数		18	-	19	20	19
組織化率(%)		-	-	-	-	54%
地区福祉懇談会数		-	-	-	-	177
実施市町村(社協)数		13	-	24	23	20
実施率(%)		-	-	-	-	46%
ボランティア団体数	その他	2,000	2,387	1,807	1,846	2,112
人数		122,849	117,759	89,010	98,175	89,553
NPO法人数		200	270	357	440	474
うち保健、医療又は福祉の増進		70	90	120	148	156
うち福祉有償運送		H17 から制度化		24	31	31
うち社会教育の推進		18	21	27	31	34
うち男女共同参画社会形成促進		2	2	2	3	3
うち子どもの健全育成		20	23	31	39	42
ふるさと福祉村数		18	35	42	43	43

出典：社協関係(自治会等、ふれあいいきいきサロン、福祉委員、連合自治会等、支部社協、地区福祉懇談会、ボランティア)は県社協まとめ。その他(民生委員、地域福祉推進支援事業による活動団体、NPO法人、福祉村)は県まとめ。各数値について、連合自治会と支部社協と地区福祉懇談会など重複している場合がある。上記の他、日赤奉仕団、老人クラブ、子ども育成会などが地域で活動

地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向けた数値目標

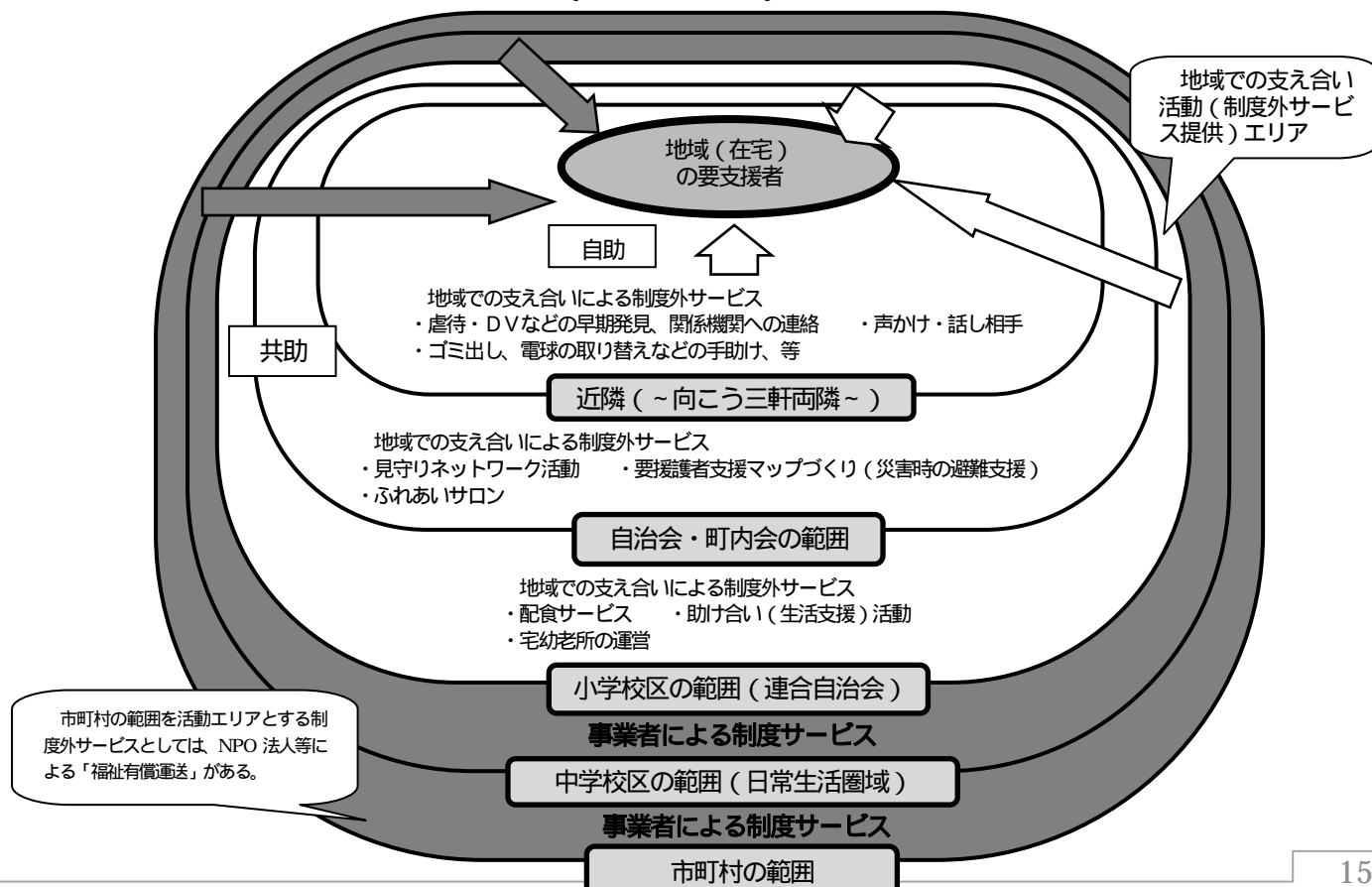
項目	H20 年度末等実績 (注 1)	H25 年度末目標
市町村地域福祉計画策定済市町村数	37 市町村	42 市町村
団体づくりに対する県支援制度を活用して団体を設立した市町村数	4 市町村	42 市町村
拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	0 ヶ所	200 ヶ所
見守りネットワーク活動実施率	50.8% 約 2,721/5,359 自治会等	100% 8,488/8,488 自治会等
要援護者支援マップづくり(災害時の避難支援)作成率	31.0% 13/42 市町村	100% 42/42 市町村
ふれあいサロン活動(高齢者)実施率	41.9% 約 2,026/4,830 自治会等	55%(注 2) 4,668/8,488 自治会等
住民参加による配食サービス実施率	46.6% 約 178/382 小学校区	60%(注 2) 228/382 小学校区
助け合い(生活支援)活動実施率	7.1% 約 27/382 小学校区	20%(注 2) 77/382 小学校区
宅幼老所の設置率	9.9% 約 38/382 小学校区	25%(注 2) 88/382 小学校区

(注 1) H20 年度末等実績： 及び は H21 年 3 月時点の見込み数値、
～ は H21 年 1 月現在の実績(実施状況未把握等の市町村を除く)

(注 2) 及び の県支援制度の活用等により、H25 年度末時点で、県内 50(年間 10 程度)の小学校区内において、追加実施を目標

- ・ H25 年度末目標：(382×41.9%(H20 推計実績)+50 小学校区)÷382 小学校区数 55%
- ・ H25 年度末目標：(178(H20 実績)+50 小学校区)÷382 小学校区数 60%
- ・ H25 年度末目標：(27(H20 実績)+50 小学校区)÷382 小学校区数 20%
- ・ H25 年度末目標：(38(H20 実績)+50 小学校区)÷382 小学校区数 25%

活動エリアによる地域での支え合い活動(制度外サービス)イメージ図

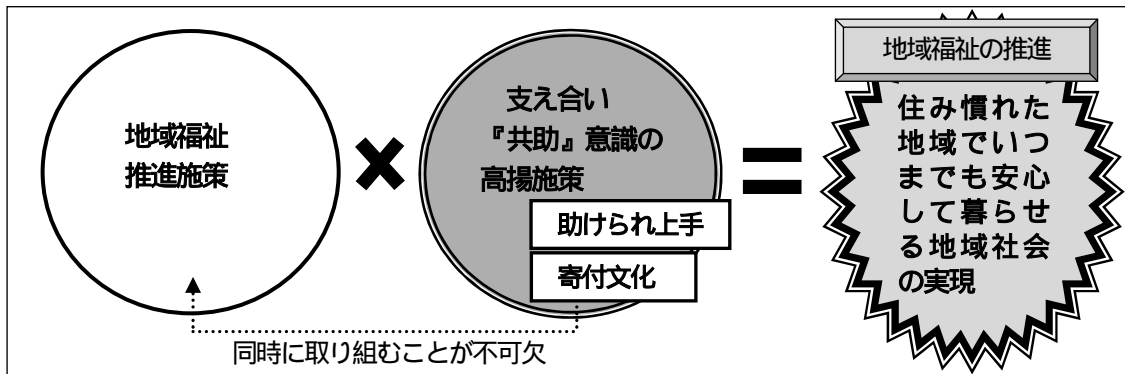


(1) 支え合う福祉の「心」の醸成

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚

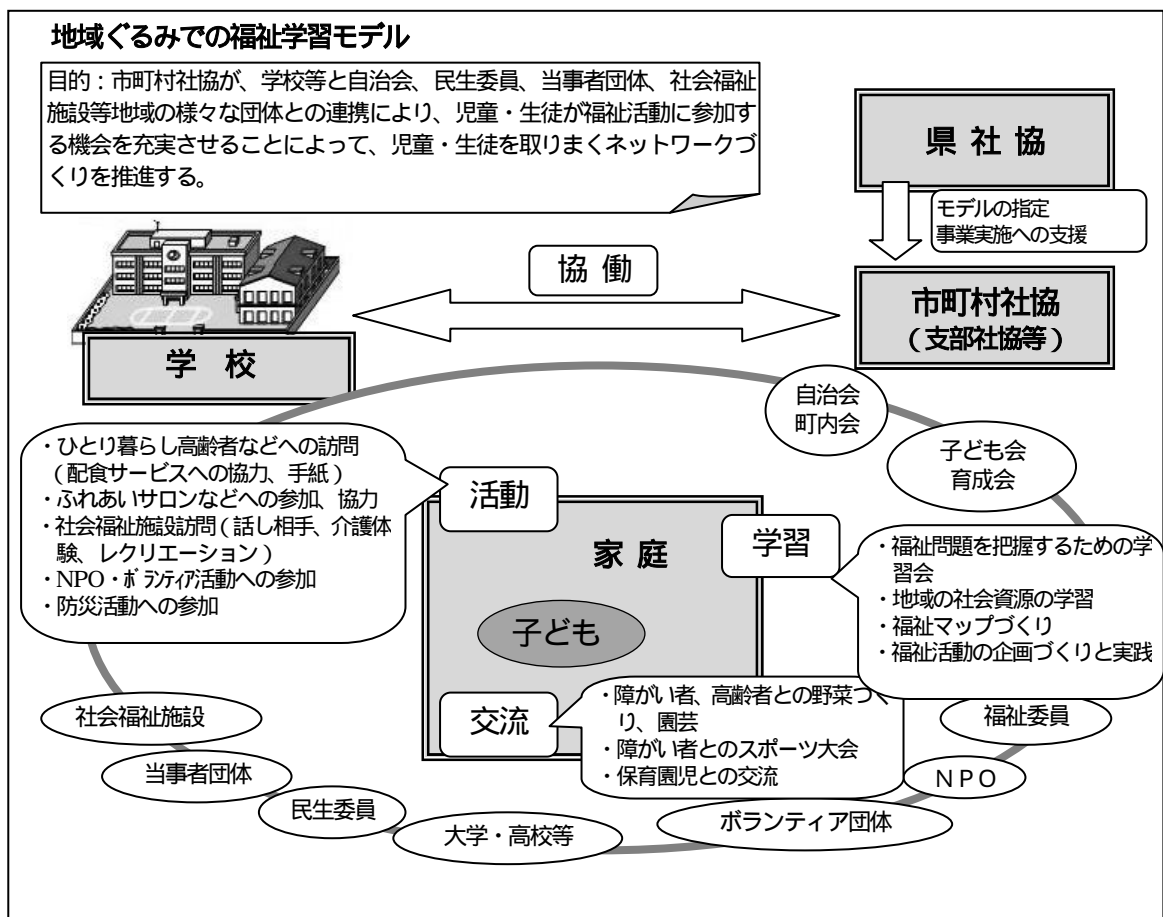
「地域での支え合い(共助・相互扶助)意識」がなければ地域福祉施策の効果的な推進は困難でもあることから、市町村、県社協、県共同募金会等との連携のもと、県民への普及啓発を図ります。

また、「地域での支え合い意識」の高揚にあたっては、「助けられ上手」と「寄付文化」の醸成の観点にも、特に留意します。



地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

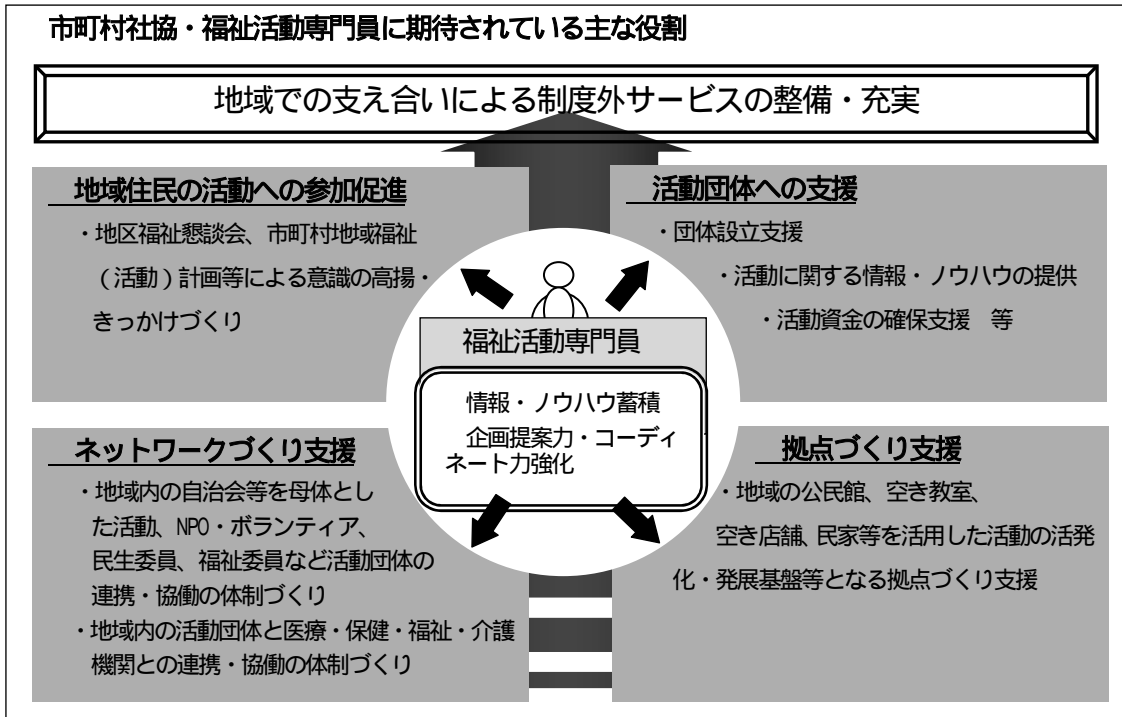
支え合う福祉の「心」の醸成を図るため、高等学校等での福祉分野への進学や就労の促進にも資する福祉教育の充実とともに、県社協による、生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習の展開と発展に向けた取り組みを支援します。



(2)地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向けた支援

地域福祉に関するシンクタンク機能を担う県社協・福祉活動指導員の適正配置と、その活動への支援を通し、市町村社協・福祉活動専門員による地域での支え合い活動支援に関する情報とノウハウの蓄積、企画提案力とコーディネート力の向上等を促進します。

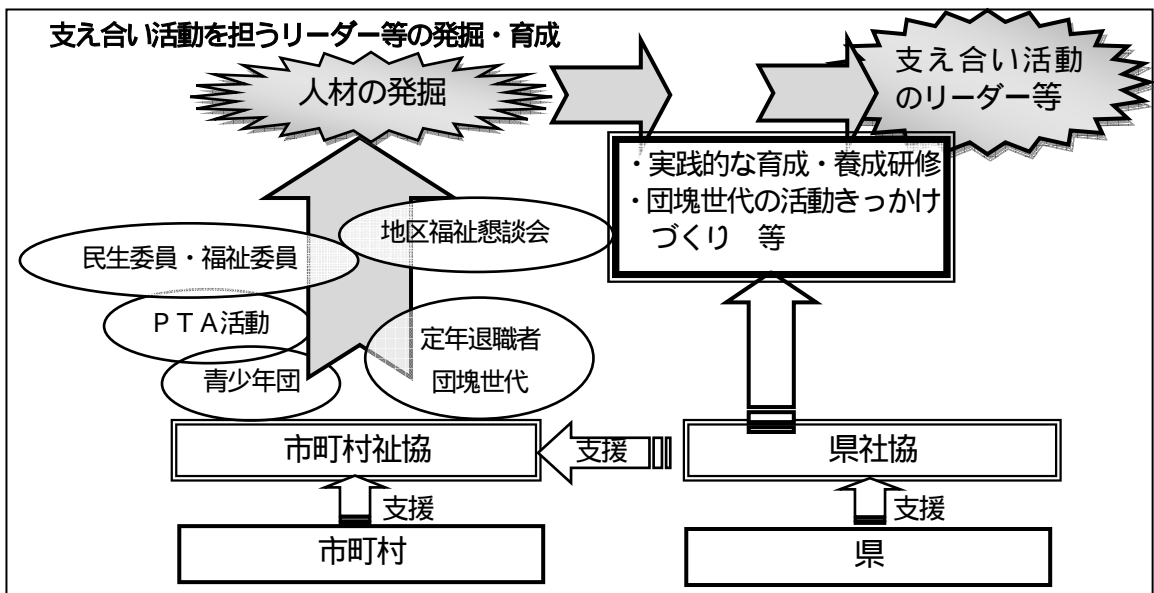


県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター研修支援

市町村ボランティアセンター（市町村社協）の機能強化に向け、県ボランティア・市民活動支援センター（県社会協）による実践的な研修会の開催など、ボランティアコーディネーターの資質向上への取り組みを支援します。

支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

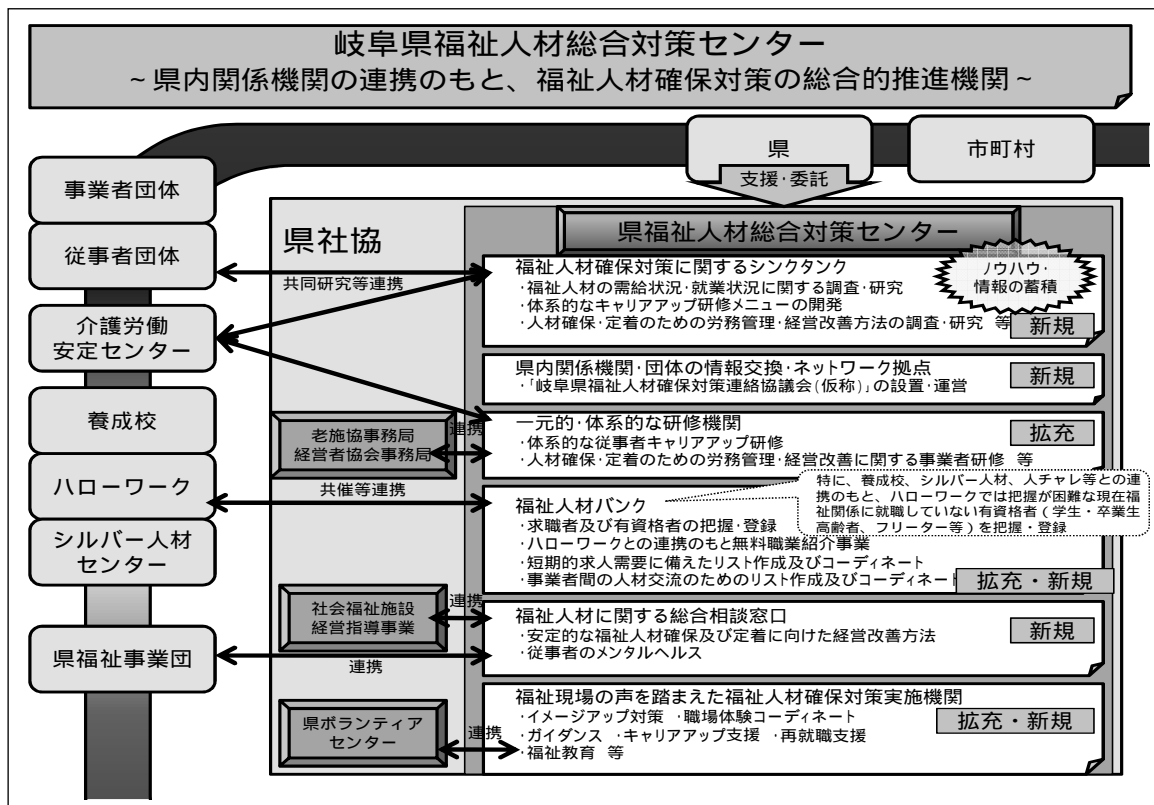
団塊世代を対象とした活動参加のきっかけづくりや実践的なリーダー研修の開催をはじめ、県社協による市町村社協と連携した取り組みへの支援を通し、市町村と市町村社協による地域での支え合い活動の担い手やリーダーの発掘と確保、育成を支援します。



(3)福祉を担う人材の確保・資質の向上

福祉人材の安定した確保支援

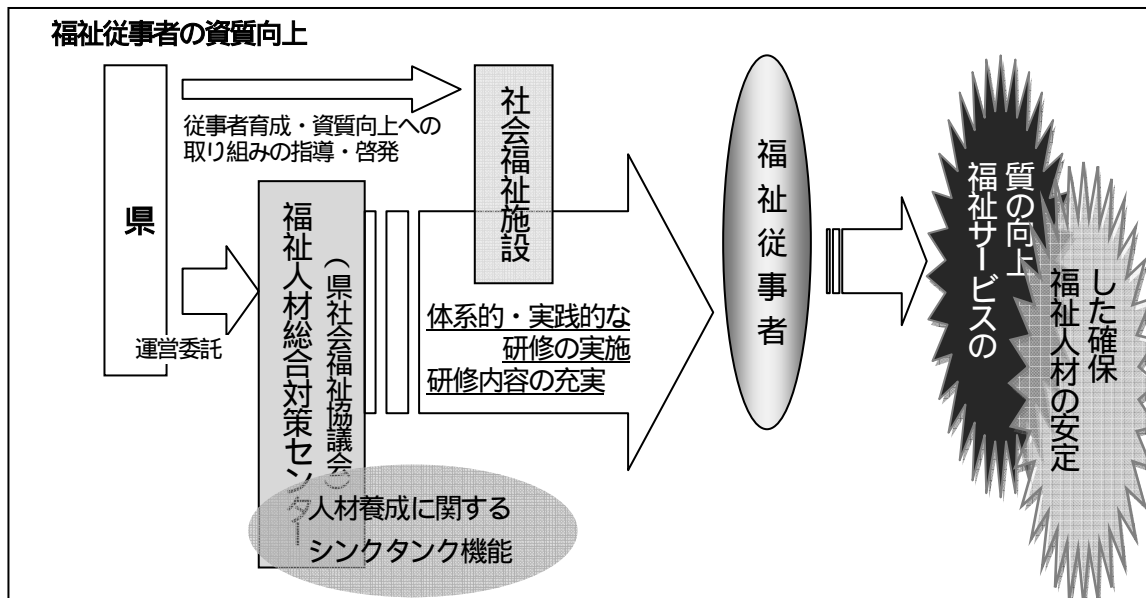
国に対して必要な要望等を行うことはもとより、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、県福祉人材センターと県福祉研修センターを統合・一元化のうえ、県内関係機関の連携・協働の中核となる「県福祉人材総合対策センター」を県社協内に設置し、福祉の仕事に対する社会的評価の向上、質の高い福祉人材の安定的な確保支援、労働環境の整備支援などに取り組むことにより、従事者が自信と誇りを持ち、安心して働くことができる社会の実現を図ります。



福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上

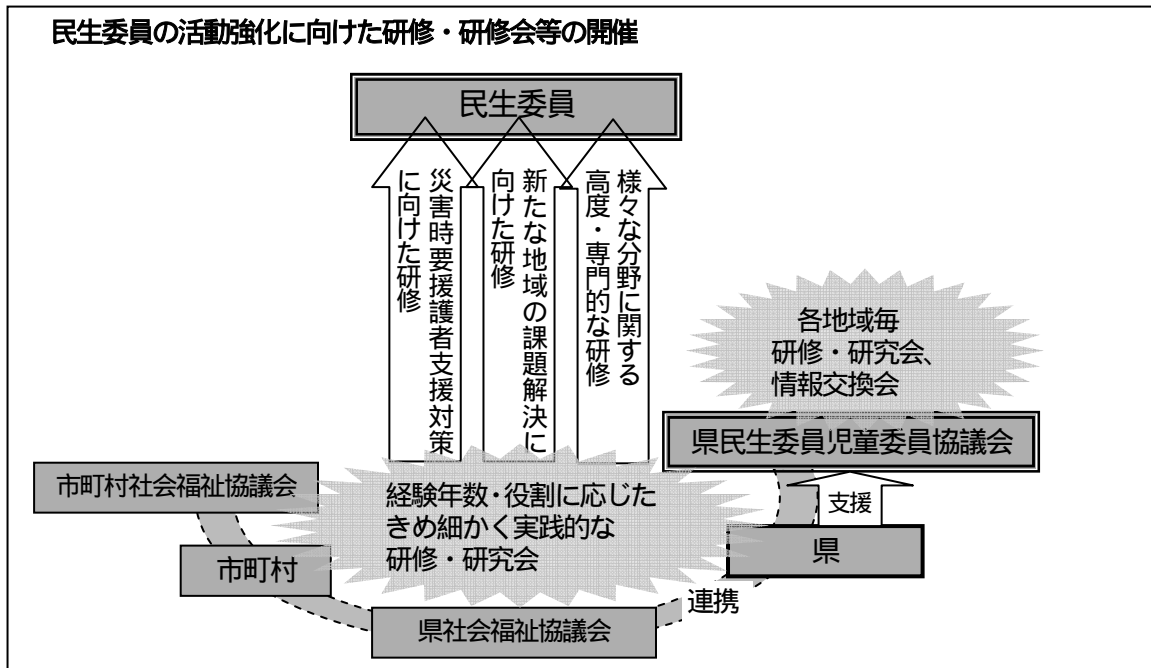
県福祉人材総合対策センターにおいて、福祉人材の安定した確保の観点も含め、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供に向け、福祉人材養成に関するシンクタンク機能の充実や、体系的かつ実践的な研修内容の充実などを推進します。

また、各施設協議会、市町村、県社協、市町村社協等との連携のもと、監査をはじめあらゆる機会を通して、社会福祉事業者に対する中長期的な展望に立った従事者の養成と資質向上への取り組みを指導・啓発していきます。



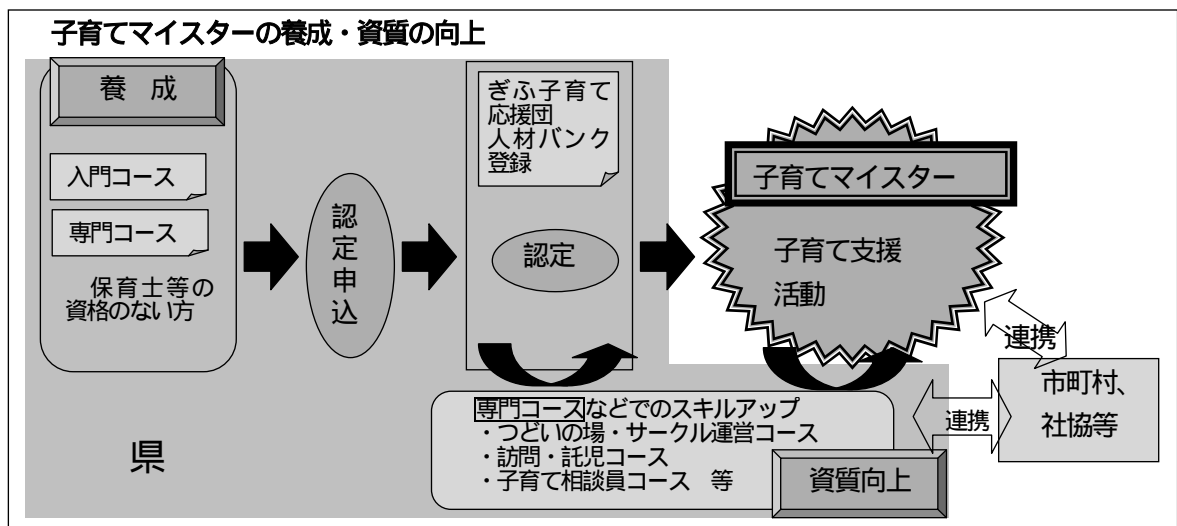
民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催

県民生委員児童委員協議会、市町村、県社協、市町村社協等との連携のもと、経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会や研究会の開催、各地域の民生児童委員協議会による研修活動等の活発化への支援などにより、地域福祉活動の中心となる民生委員の資質向上を図ります。



子育てマイスターの確保・養成

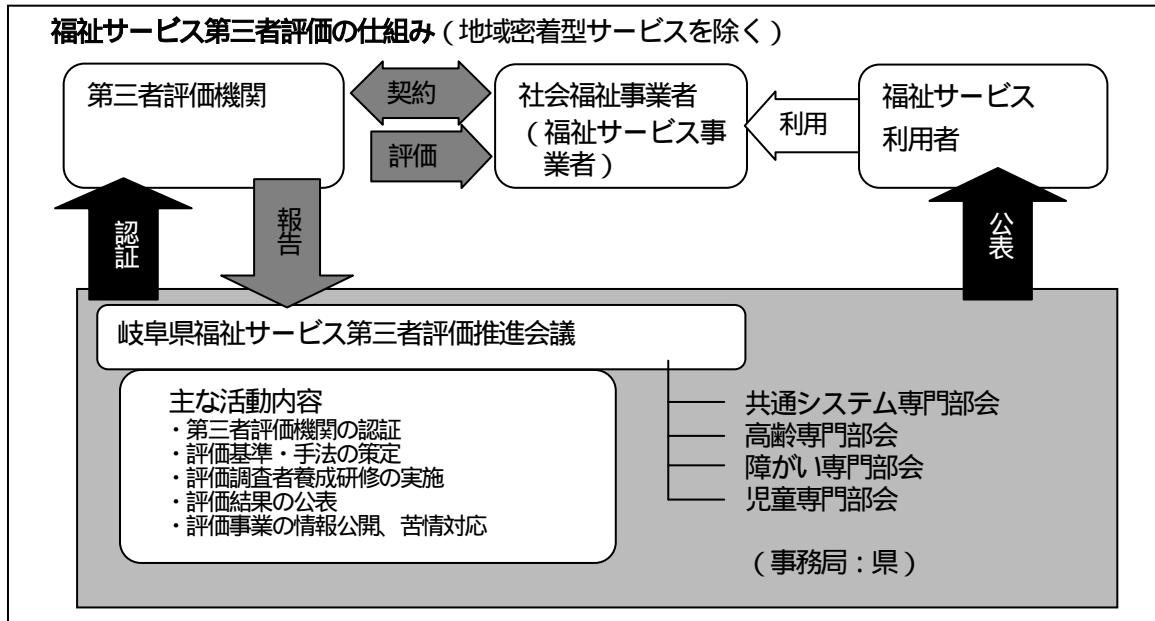
子育てを地域で支える体制の整備に向け、市町村等との連携のもと、子育てマイスター制度の認知度の向上や、活動内容に合わせた養成講座等による人材育成と資質の向上などにより、子育てを地域で支える人材の確保と養成を図ります。



(1)福祉サービスの質の向上支援

社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進

県内福祉サービスの質の向上を図るため、県社協等との連携のもと、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などにより、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

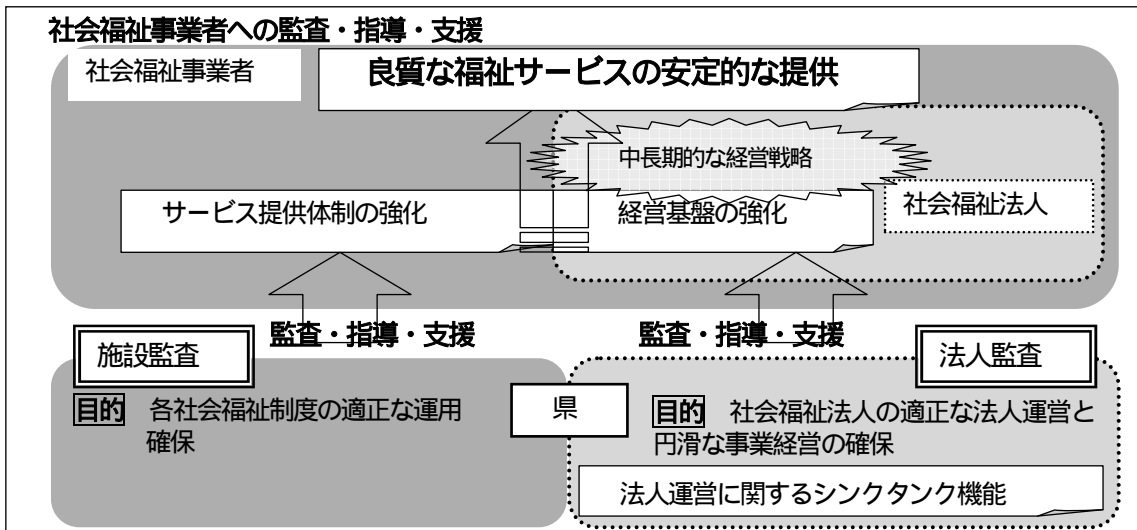


利用者の声を的確に反映させたバリアフリー製品の製品化支援

県福祉事業団等との連携のもと、民間企業等による福祉現場のニーズを的確かつ迅速に反映させた製品づくりを支援するとともに、県内バリアフリー製品産業の振興にも繋がります。

社会福祉法人等の事業経営への支援

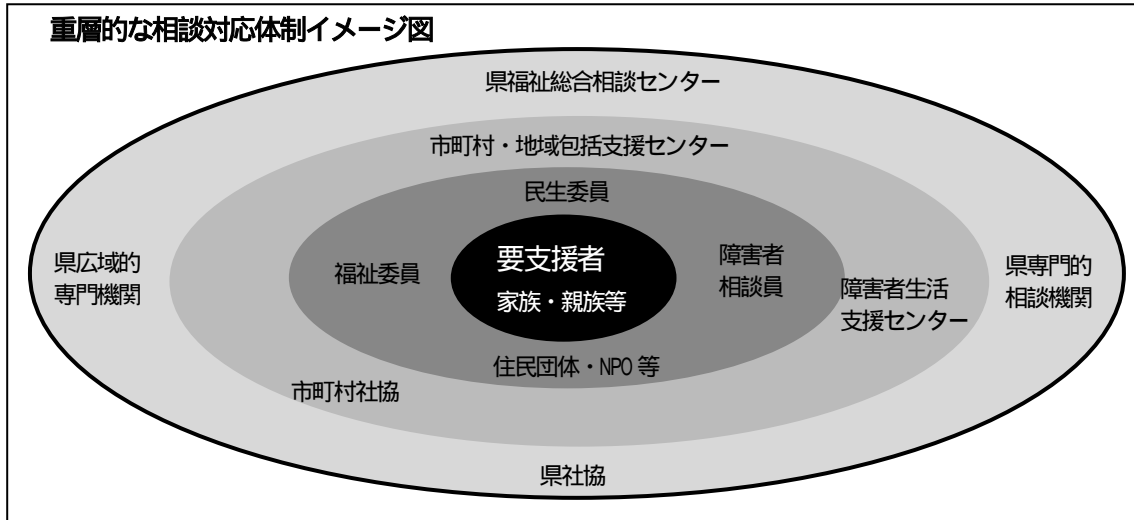
良質な福祉サービスの安定的な提供体制の確立を図るため、違法事例や不正受給等に対する厳正な処分はもとより、施設監査と法人監査による監査・指導や支援体制を強化します。特に、経営分析手法の調査・研究など社会福祉法人運営に関するシンクタンク機能の充実により、安定した経営基盤の確立を支援します。



(2) 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

身体・知的障害者更生相談所、子ども相談センター等専門的相談機関の機能強化 福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

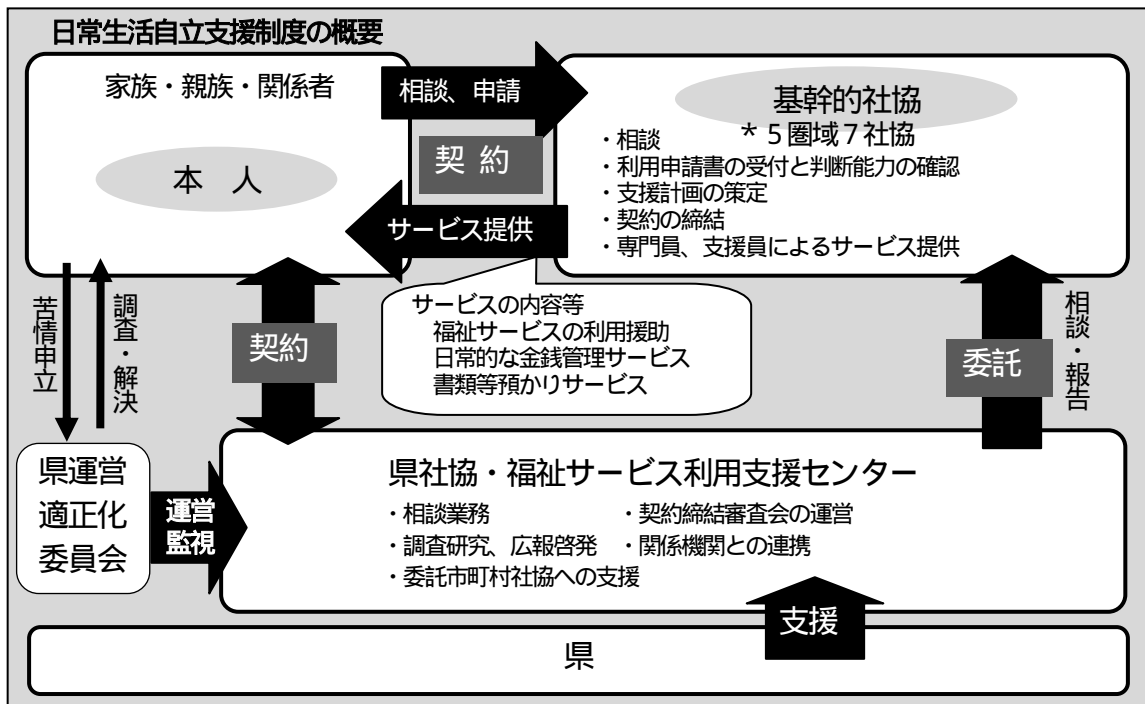
県内関係機関・団体との連携のもと、市町村における身近な相談体制のバックアップ（後方支援）として、専門的相談対応機関における機能強化や、県福祉総合相談センターにおける総合広域ネットワークの要としての機能強化等により、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる重層的な相談対応体制の構築を図ります。



(3) 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

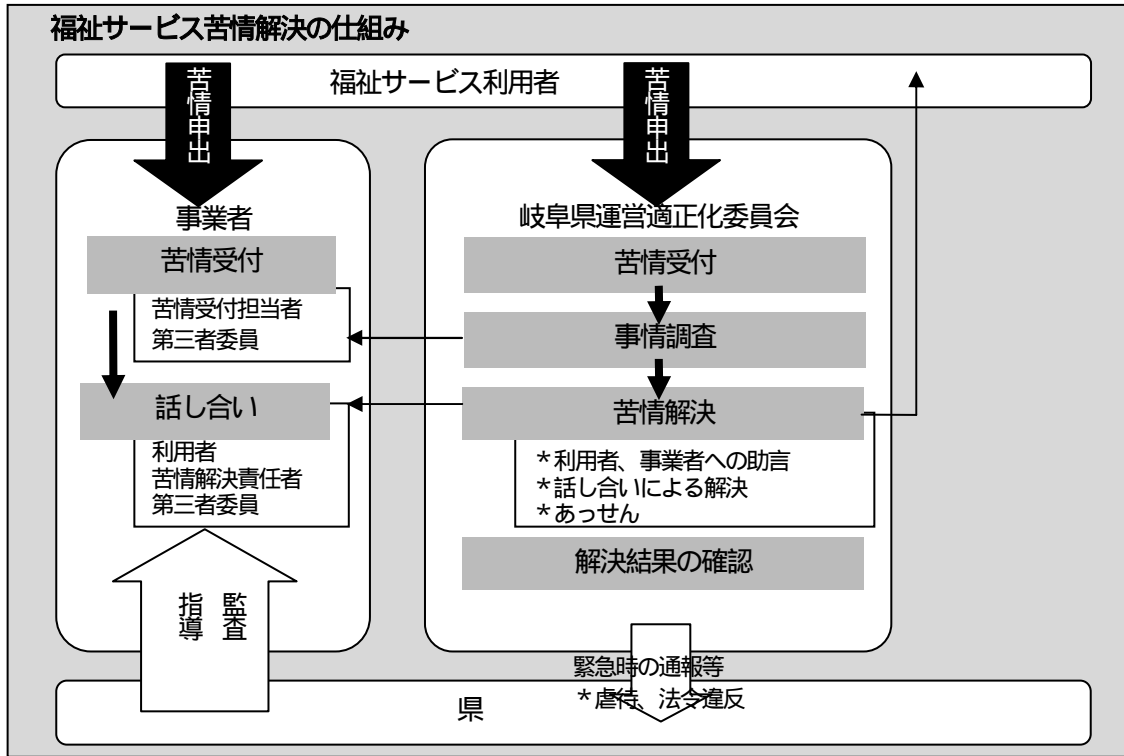
判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援

住み慣れた地域（在宅）での自立した生活を支援していくため、県社協による、判断能力が十分ではない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた、日常生活自立支援制度への取り組みを支援します。



福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、県運営適正化委員会（県社協）の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。



(参考) 平成20年度・審議経過

実際に現場で活躍されている方々を中心に委嘱した岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（委員長：小林月子・岐阜大学教授）を設置しました。

加えて、5圏域毎に地域会議を開催（各2回予定）し、すべての42市町村はもとより、県内の各界各層の福祉関係者からの現場の声・意見の集約に努めました。

圏域別地域福祉推進協議会（地域会議）	10回	8/21 西濃、8/22 岐阜、8/27 飛騨、8/28 東濃、8/29 中濃 12/17 西濃、12/19 中濃・東濃、12/22 岐阜、12/24 飛騨
岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG	4回	5/12、8/25、10/31、1/22
岐阜県地域福祉支援計画策定委員会	3回	7/14、11/27、2/9
パブリックコメント	12月1日～1月8日	
岐阜県議会	9/19 骨子案説明会、平成21年第1回定例会	